



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 82 (2017年10月19日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 82 は「新・関税法(11月13日施行):税関/運送業者の監督を強化へ」をお送り致します。関税分野で法改正が行われることとなりました。既存で存在していた「関税法」が改定され「2017年関税法」として新たに制定され、11月13日から施行されることとなりました。今回は関税局長の発表をお送り致します。

新・関税法(11月13日施行) 税関/運送業者の監督を強化へ

関税局は4.0時代に適応し、電子形式の法律公布を目指しており、新法が11月13日に施行される事となった。

運送業者と共に、国境を通過する物品をシステム化し、関税徴収の効率を上げ、更に報奨金及び奨励金も削減し、対外貿易促進に重点を置くこと発表した。

クリット関税局長は次の通り発表した。関税局の税金徴収における効率向上となる新関税法案は2017年11月13日に施行される。現在、関税局は政府方針タイランド4.0に対応するため電子形式の各種法令の公布手続きを進めている。

本新法において、関税局は作業手順及び規制監督等を調整することになる。例えば、運送業者(Shipping)は現行では関税局の法律適用範囲にはないが、新法においてはShippingを関税局の法律適用範囲とした。不正もしくは意図的な税回避のための虚偽の申告を行ったShippingに対し許可証を取消す権限を関税局が持つことになる。 SHIPPING協会と連携し、効率的な管理を実施するため、全てのShipping業者の関税局への登録を義務付ける。

更に、新法の重要事項として国境を通過する物品について、これまで物品の国外への輸送は規定されていなかったが、新法においては1か月以内に物品を国外へ輸送することが明確に規定されている。国外へ輸送しない場合、国内で販売し納税しなければならない。履行しない場合、関税局は直ちに競売により処分するため押収する。

民間の要望に従い報奨金についても大幅に削減した。従来、没収品価格の55%、上限無しと定められていたが、売却代金の20%、上限を500万バーツと定める。またより多く報奨金を受け取ることを見込むため、捜査のために申告書を分けてはならない。

「新法には更に輸出入者の書類調査における改正がある。現行では調査期間の定めがないが、今後は3年以内に調査し、必要な場合は関税局長が更に2年延長できる。これにより公正となり、事業主にとってはより公平になる。」とクリット局長は述べた。

クリット局長は更に、関税局の法律は国家の貿易円滑化に重点を置いており、特に関税に関する審議に重きを置いている。これまで審議 10 年を超えるケースもあり、事業主に実施費用を発生させていたが、新法では多数の関税審議委員会を設置し、180 日以内に審理を終える。終わらない場合、事業主は裁判所に提訴が可能であると述べた。

同時に、これまでに関税局は事業主に対する租税調査期間を短縮し、当初 2017 年 12 月 31 日までだったが、これを 8 月 31 日までに修正した。これは 2017 年 5 月 17 日付け官報で公示され、官報公布日から 180 日経過後から、もしくは 2017 年 11 月に施行される 2017 年関税法に基づくよう、関税局が準備を整えなければならないためである。

出典 : <http://thaipost.net/?q=node/33958>

~~~~~

#### 【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

#### 【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

次回は、2017 年 11 月 16 日(木) です

#### 【お知らせ 1】

新入社員のご紹介 (大根田 由美)



大根田 由美(おおねだ ゆみ)と申します。

既に新入社員と呼んで頂く年齢ではございませんが、本日は自己紹介させていただきます。2017 年 10 月より翻訳、通訳のコーディネーターとして勤務しております。

大阪府大阪市出身。タイは 18 年目を迎えました。武庫川女子中学校から大学まで 10 年間の女学生生活。食物学科を卒業。人生を哲学することが大好き。幸せとは何か？を常に追求する毎日です。

しゃべること、歌うこと、舞台鑑賞が大好き。私にできることは何でもお手伝いさせていただきたいと張り切っております。どうぞお気軽にお問い合わせください。

~~~~~

【お知らせ 2】

勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全 3 回)

去る 10 月 12 日、労働関連法規のセミナーが行われました。全3コースの1回目の講義です。

1 回目は、就業規則と労働者保護法の関係性を見て行きました。多くの会社に存在する「就業規則」…。当たり前といえば、当たり前のことなのですが、意外と知られていないのは、タイの労働関連法に沿って作成されています。それが意外にも、就業規則の内容が判らない・・・というケースがあります。就業規則は会社の中のルール、要は“法律”なのです。それが判らないと、何か起きた時に「対処が出来ない」、「判断が出来ない」という事が発生します。本講座では、法律という視点から就業規則を見て行きます。

2017 年度の後期日程は以下の通りです。

2 回目：11 月 9 日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3 回目：12 月 7 日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで
お問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：japanese.course@tpa.or.th

Tel: +66-2717-3000~3029 ext.754

~~~~~

ご好評頂いている「エッセイ」が、タイ語・日本語の2言語でダウンロードできるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>